

令和6年（2024年）7月12日

有料老人ホーム設置者 様

横須賀市長 上 地 克 明
(公 印 省 略)

令和6年度有料老人ホーム経営状況等報告書の提出について（依頼）

日頃から、本市の福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、市内有料老人ホームの運営状況等を把握するため、横須賀市有料老人ホーム設置運営指導要綱第12条第1項及び「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）の規定に基づき、本年7月1日現在の有料老人ホームの経営状況等について、下記により報告をお願いいたします。

記

1 報告書類

（1）有料老人ホーム経営状況等報告書（運営懇談会開催状況報告書を含む。）

ア 「令和6年度有料老人ホーム経営状況等報告書に係る提出チェック表」にチェック及び記入の上、添付してください。

イ 対象期間中に運営懇談会の開催がない場合は、理由とともにその旨を記載してください。この場合、指導指針に基づき指導の対象となる場合があります。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とした場合は、その旨を記載してください。

（2）直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

有料老人ホーム以外の事業を営んでいる場合及び親会社がある場合には、それらに関する同様の書類を併せて添付してください。

（3）長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書（見直しを行った場合）

見直す前の計画と比較して、収支等が悪化することが見込まれる場合は、その原因及び対処方針を記載した資料を添付してください。

※ 見直しを行わなかった場合は省略できますが、少なくとも3年ごとに見直しを行ってください。

（4）重要事項説明書（令和6年7月1日現在の状況）

ア 横須賀市ホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

イ 「別添1 介護サービス等の一覧表」及び「別添2 短期利用のサービス等の概要」（短期入所を設定している場合のみ。）、「別添3 横須賀市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」を添付してください。

(5) 最新の入居募集用パンフレット、チラシ、新聞広告等

※ これまで本市に提出したものから変更がない場合は省略できます。

2 報告方法

(1) 重要事項説明書以外の書類：郵送又は持参

(2) 重要事項説明書（別添1～3を含む）：電子メール

＜送信先＞shidokansa@city.yokosuka.kanagawa.jp

※ 電子メールを送信する際は、件名を次のとおりとしてください。

「施設名（法人一括の場合は法人の名称）＋重要事項説明書」

（例：〇〇〇ホーム重要事項説明書）

3 報告期限 郵送：令和6年7月31日（水）＜消印有効＞

※電子メールも上記期限に併せて送信をお願いします。

持参：令和6年7月31日（水）17時

4 留意点

(1) 市内で複数の施設を運営している法人にあっては、法人一括又は施設ごとのいずれでの提出でも結構ですが、法人一括で提出する場合は、報告書類（1）及び（4）については施設ごとに、これ以外の書類はそれぞれ1部のみを添付してください。

(2) 重要事項説明書の内容は、実際の運営状況や最新の入居契約書及び管理規程の内容を正確に記載してください。重要事項説明書は横須賀市ホームページに掲載します。

(3) 重要事項説明書のうち、直近の事業収支決算額、入居状況及び職員体制の変更については、本報告で代えることができます。これ以外の変更事項については、別途、変更届を提出してください。

(4) サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者であって、指導指針に基づく重要事項説明書を用いていない場合は、「登録事項等についての説明」及び「サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書」（「サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表」及び「短期利用のサービス等の概要」（短期入所を設定している場合のみ。）を含む。）を送信してください。

問合せ先：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当

電話 046 (822) 8162